

障害に関するシンボルマーク

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。（各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください）。

デザイン	概要等	連絡先
	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく障害のあるすべての方のためのマークです。 カー用品店、ホームセンター（店舗により取り扱いしていないところもあります）または、運転免許試験場内の東京交通安全協会売店で販売しています。 ※このマークには「駐車禁止の対象除外」の法的効果はありません。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL: 03-5273-0601 FAX: 03-5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL: 03-5291-7885 FAX: 03-5291-7886
	身体障害者標識(身体障害者マーク)※ 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	田無警察署 TEL: 042-467-0110
	聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)※ 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	田無警察署 TEL: 042-467-0110
	耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL: 03-3225-5600 FAX: 03-3354-0046
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉保健局障害者施策推進部自立支援課 TEL: 03-5320-4147 FAX: 03-5388-1408
	オストメイトマーク オストメイト(人工肛門・人工膀胱を造設した方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人日本オストミー協会 TEL: 03-5670-7681 FAX: 03-5670-7682
	ハート・プラスマーク 身体内部に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL: 080-4824-9928
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作られたマークです。(無償配布)	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 TEL: 03-5320-4147